

(一社) 群馬県診療放射線技師会
会長 後閑 隆之

賛助会員制度のお知らせ

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より当会の運営・活動にご理解・ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

この度、当会では、賛助会員制度の見直しを行い、法人及び個人に対して広く賛助会員を募ることとしましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

賛助会員制度の概要は以下の通りです。

- 1 年会費 30000 円 (入会金無料)
 - 2 会誌や勉強会の案内等の送付
 - 3 当会ホームページ上で企業等のホームページへのリンク無料 ※
 - 4 会誌への広告掲載無料 (年 1 回発行の予定) ※
- ※ 印は希望された会員に適用されます。
※ 裏面に参考として当会の定款・内部規定 (抜粋) を記載しております。

ご賛同いただける企業や個人の方は、別紙の入会申込書に必要事項を記入していただき下記担当者まで提出して下さい。

質問事項等あれば、下記担当者までお問い合わせ下さい。

☆入会申込書の提出先・お問い合わせ先☆

378-0014 沼田市栄町 8

沼田脳神経外科循環器科病院

診療放射線課 目崎 聡 (群馬県診療放射線技師会 組織部長)

TEL0278-22-5052 FAX0278-22-5469

群馬県診療放射線技師会 定款（抜粋）

第3章 会員

（法人の会員）

第5条 この法人に次の会員を置く。

（1）正会員 群馬県内に居住又は勤務する診療放射線技師又はエックス線技師であって、本会の目的に賛同し入会の手続きを完了した者

（2）名誉会員 正会員の中にあつて、本会に対し特に功労があつた者のうちから、理事会の推薦に基づき総会において承認された者

（3）賛助会員 この法人の目的に賛同する個人又は団体であつて入会の手続きを完了した者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

（会費の負担）

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になったとき及び毎年、正会員は、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。ただし、名誉会員は会費の負担を免除される。

2 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、賛助会員は、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

群馬県診療放射線技師会 内部規程（抜粋）

6. 会費納入規程

第1条 この規程は、会員の会費納入について必要な事項を定めるものとする。

第2条 会員は、会費を年度当初納入するものとする。（最終納入期限9月30日）

2 定款第7条の正会員会費は年額8千円とする。

3 定款第7条2の賛助会員会費は年額3万円とする。

4 名誉会員は、会費を納めることを要しない。

第3条 会費が一年を超えて納入されないときは、当該会員に対し会誌等の送付を休止する場合がある。但し、さかのぼり合わせて会費が完納された場合は、その時点より、当該会員に対する会誌等の送付を復活する。

第4条 この規程は、理事会の決議によって改正することができる。